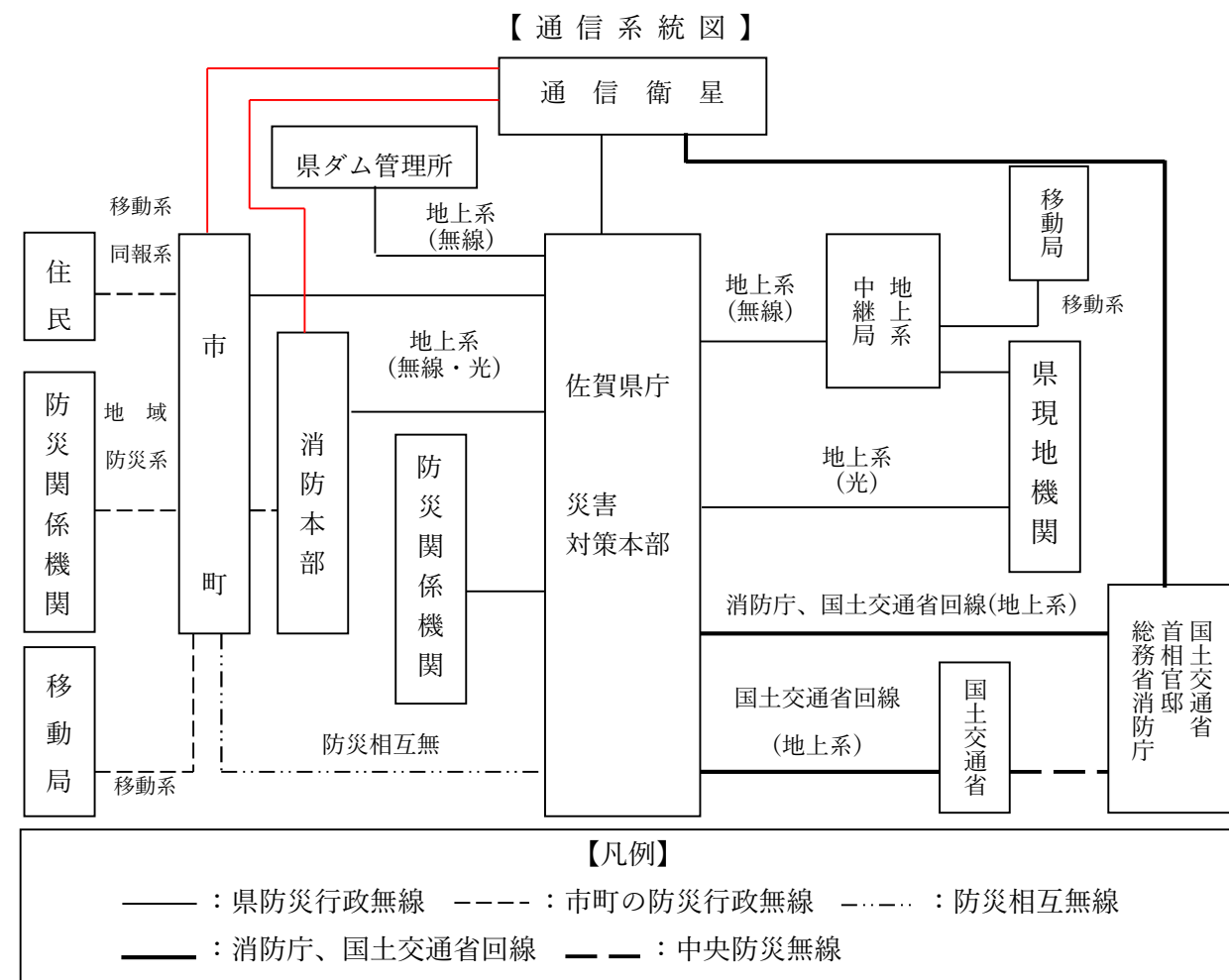
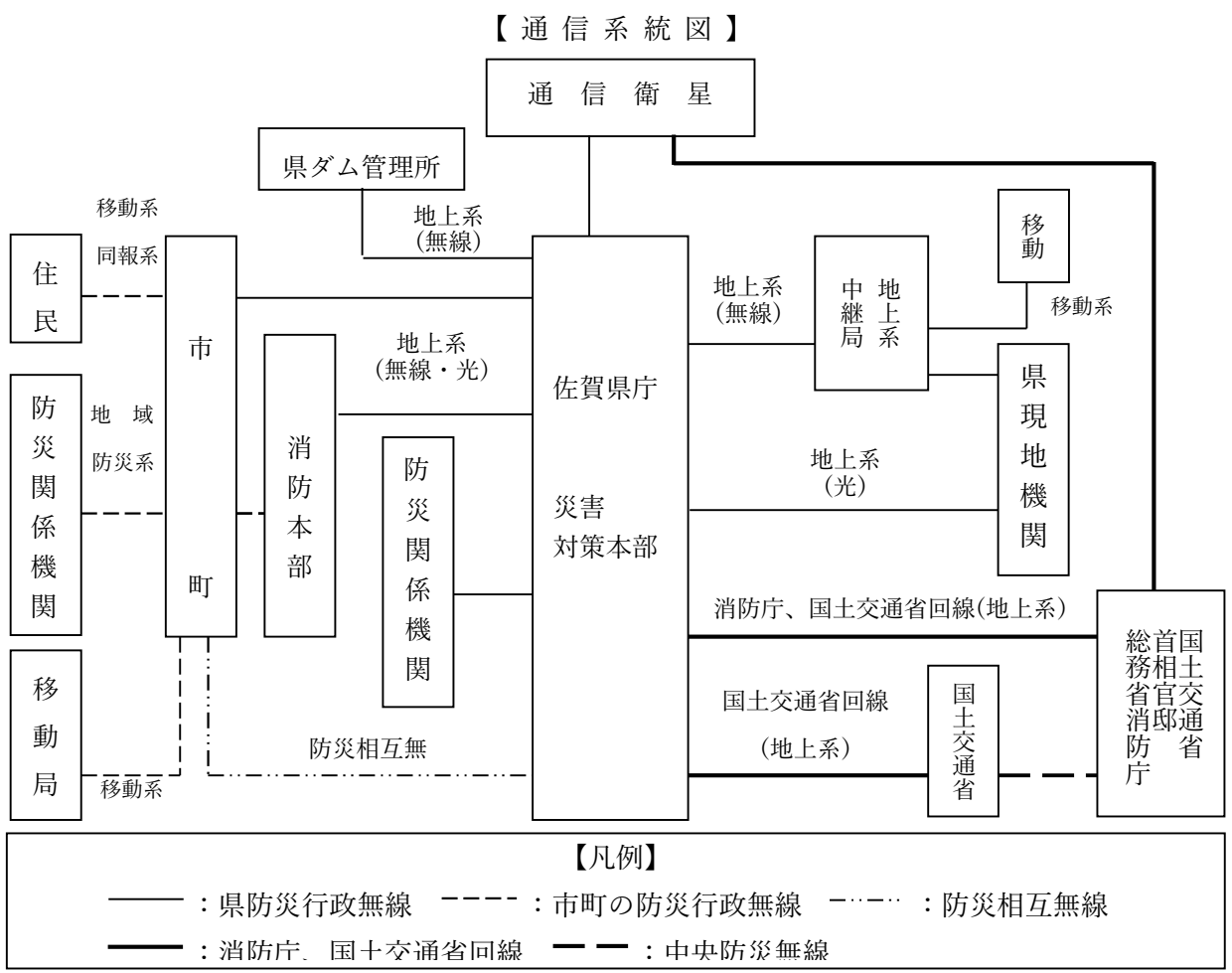


佐賀県地域防災計画（「第3編 地震・津波災害対策」）の修正案 新旧対照表

頁	現行	修正案	備考				
7	<p>第1章 総則</p> <p>第2節 地震に関する本県の特性</p> <p>第4項 これまでの地震・津波災害</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第2節 地震に関する本県の特性</p> <p>第4項 これまでの地震・津波災害</p>					
7	<p>(略)</p> <p>【津波災害】</p> <p>(略)</p> <p>しかし、2010（平成22）年2月27日チリ中部沿岸を震源とする地震による津波では、気象庁が量的津波予報による津波予報業務を開始した1999（平成11）年4月以来初めて有明・八代海に津波警報が発表された。<u>幸い、佐賀県沿岸では目立った津波は観測されておらず、被害はなかった。</u>チリ近海では50年前にも大きな地震がおこり、日本では三陸沿岸を中心に大きな被害を受けている。津波は遠方の地震でも日本に影響することも念頭におく必要がある。</p> <p><u>2011（平成23）</u>年東北地方太平洋沖地震による津波では、有明・八代海に津波警報が、佐賀県北部に津波注意報が発表され、玄海町仮屋で20cmの津波が観測された。</p> <p>令和6年能登半島地震による津波では、佐賀県北部に対し津波注意報が発表され、玄海町仮谷で20cm、唐津港で13cmの津波が観測された。</p>	<p>(略)</p> <p>【津波災害】</p> <p>(略)</p> <p>しかし、2010（平成22）年2月27日チリ中部沿岸を震源とする地震による津波では、気象庁が量的津波予報による津波予報業務を開始した1999（平成11）年4月以来初めて有明・八代海に津波警報が発表された。<u>唐津港で20cmなどの津波が観測されたが、被害はなかった。</u>チリ近海では50年前にも大きな地震がおこり、日本では三陸沿岸を中心に大きな被害を受けている。津波は遠方の地震でも日本に影響することも念頭におく必要がある。</p> <p><u>平成23年（2011）</u>東北地方太平洋沖地震による津波では、有明・八代海に津波警報が、佐賀県北部に津波注意報が発表され、玄海町仮屋で20cm、<u>唐津港19cm</u>の津波が観測された。</p> <p>令和6年能登半島地震による津波では、佐賀県北部に対し津波注意報が発表され、玄海町仮<u>屋</u>で20cm、唐津港で13cmの津波が観測された。</p>	<p>佐賀地方気象台 ご指摘に伴う修正</p> <p>佐賀地方気象台 ご指摘に伴う修正</p> <p>誤字修正</p>				
32	<p>第2章 地震災害対策</p> <p>第1節 災害予防対策計画</p> <p>第1項 安全・安心な県土づくり</p> <table border="1" data-bbox="201 1178 1380 1360"> <tr> <td>第1 県土保全施設の整備</td> <td>国、市町、河川管理者、海岸管理者及び施行者、下水道管理者、ため池の管理者、 県（環境課、まちづくり課、下水道課、農山村課、建築住宅課、河川砂防課、森林整備課、港湾課）</td> </tr> </table>	第1 県土保全施設の整備	国、市町、河川管理者、海岸管理者及び施行者、下水道管理者、ため池の管理者、 県（環境課、まちづくり課、下水道課、農山村課、建築住宅課、河川砂防課、森林整備課、港湾課）	<p>第2章 地震災害対策</p> <p>第1節 災害予防対策計画</p> <p>第1項 安全・安心な県土づくり</p> <table border="1" data-bbox="1433 1178 2611 1402"> <tr> <td>第1 県土保全施設の整備</td> <td>国、市町、河川管理者、海岸管理者及び施行者、下水道管理者、ため池の管理者、 県（<u>有明海再生・環境課</u>、まちづくり課、下水道課、農山村課、<u>農地整備課</u>、建築住宅課、河川砂防課、森林整備課、港湾課）</td> </tr> </table>	第1 県土保全施設の整備	国、市町、河川管理者、海岸管理者及び施行者、下水道管理者、ため池の管理者、 県（ <u>有明海再生・環境課</u> 、まちづくり課、下水道課、農山村課、 <u>農地整備課</u> 、建築住宅課、河川砂防課、森林整備課、港湾課）	<p>組織改正に伴う修正</p>
第1 県土保全施設の整備	国、市町、河川管理者、海岸管理者及び施行者、下水道管理者、ため池の管理者、 県（環境課、まちづくり課、下水道課、農山村課、建築住宅課、河川砂防課、森林整備課、港湾課）						
第1 県土保全施設の整備	国、市町、河川管理者、海岸管理者及び施行者、下水道管理者、ため池の管理者、 県（ <u>有明海再生・環境課</u> 、まちづくり課、下水道課、農山村課、 <u>農地整備課</u> 、建築住宅課、河川砂防課、森林整備課、港湾課）						
34	<p>1 地盤災害防止施設等の整備</p> <p>(略)</p> <p>(5) 土砂災害のソフト対策</p> <p>(略)</p> <p>イ 土砂災害警戒情報等の提供</p> <p>(略)</p> <p>市町は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線、広報車、携帯電話の緊急速報メール（株式会社NTTドコモが提供するエリアメール、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社が提供する緊急速報メール等をいう。以下同じ。）など保有するあらゆる手段を活用し、住民に対し迅速かつ的確に伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 警戒避難体制の整備</p>	<p>1 地盤災害防止施設等の整備</p> <p>(略)</p> <p>(5) 土砂災害のソフト対策</p> <p>(略)</p> <p>イ 土砂災害警戒情報等の提供</p> <p>(略)</p> <p>市町は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線、広報車、携帯電話の緊急速報メール（株式会社NTTドコモが提供するエリアメール、KDDI株式会社、<u>ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社</u>が提供する緊急速報メール等をいう。以下同じ。）など保有するあらゆる手段を活用し、住民に対し迅速かつ的確に伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 警戒避難体制の整備</p>	<p>実態の整合に伴う追記</p>				

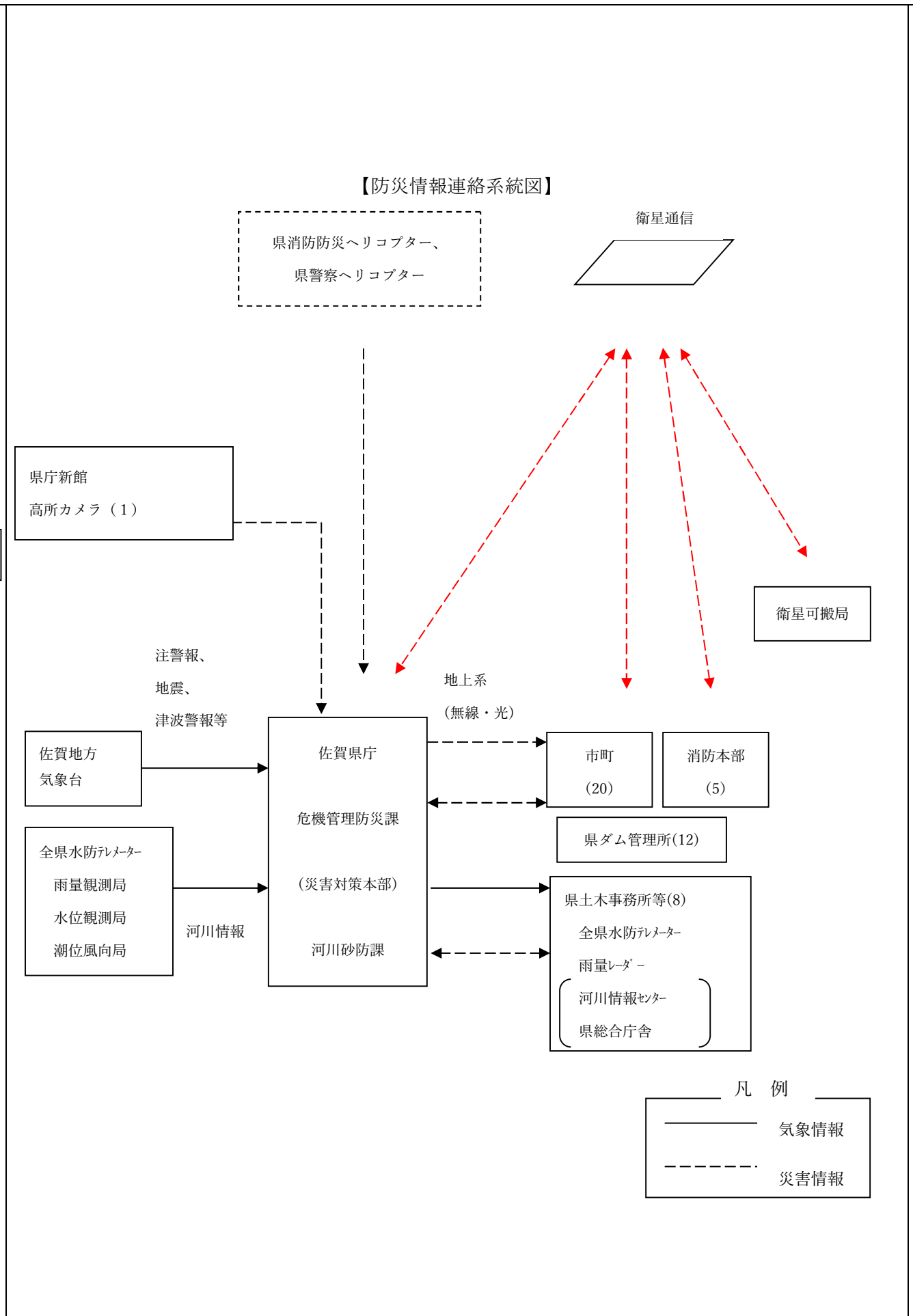
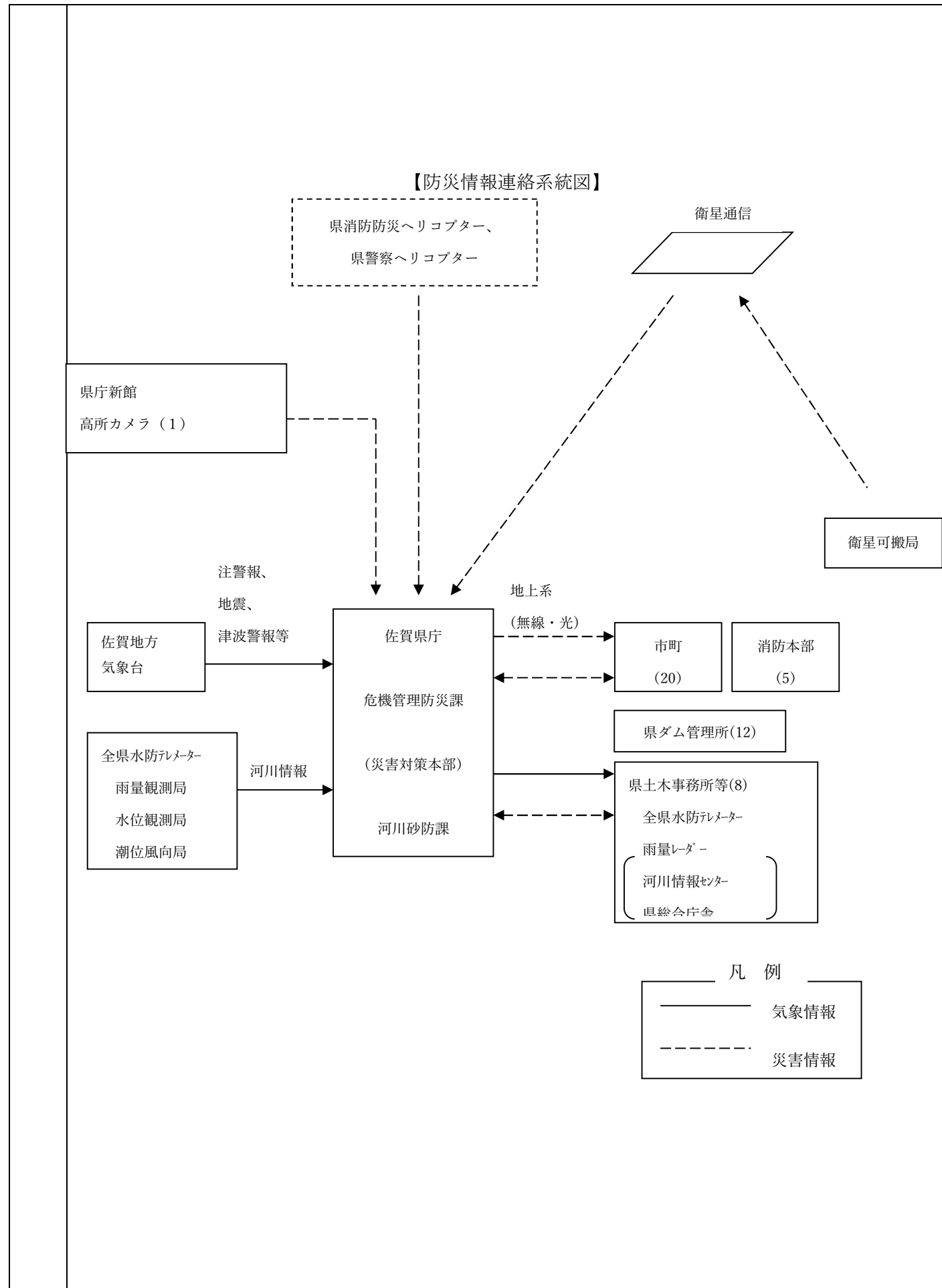
35	<p>(略)</p> <p>② 土砂災害警戒区域等 土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所について周知を行う。</p> <p>③ 避難指示等の発令対象区域 土砂災害警戒区域、町内会、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位を考慮し、避難指示等の発令対象区域を設定する。</p> <p>(略)</p> <p>エ 緊急調査 県は、重大な土砂災害が緊迫している場合は、市町が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施し、被害の想定される区域・時期に関する情報の提供を行う。</p>	<p>(略)</p> <p>② 土砂災害警戒区域等 土砂災害警戒区域等について周知を行う。</p> <p>③ 避難指示等の発令対象区域 土砂災害警戒区域等、町内会、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位を考慮し、避難指示等の発令対象区域を設定する。</p> <p>(略)</p> <p>エ 緊急調査 県又は国は、重大な土砂災害が緊迫している場合は、市町が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施し、被害の想定される区域・時期に関する情報の提供を行う。</p>	<p>「土砂災害危険箇所」の名称は使用しなくなったことに伴う修正 名称の統一を行うための修正 法律の条文を踏まえた修正</p>								
39	<table border="1" data-bbox="201 737 1380 917"> <tr> <td data-bbox="201 737 596 917"><b>第2 公共施設、交通施設等の整備</b></td> <td data-bbox="596 737 1380 917">国、県警察、市町、消防機関、道路管理者、鉄道事業者、港湾管理者、漁港管理者、 県（危機管理防災課、農山村課、建築住宅課、空港課、道路課、港湾課、資産活用課、教育総務課、防災航空センター）</td> </tr> </table>	<b>第2 公共施設、交通施設等の整備</b>	国、県警察、市町、消防機関、道路管理者、鉄道事業者、港湾管理者、漁港管理者、 県（危機管理防災課、農山村課、建築住宅課、空港課、道路課、港湾課、資産活用課、教育総務課、防災航空センター）	<table border="1" data-bbox="1433 737 2611 917"> <tr> <td data-bbox="1433 737 1828 917"><b>第2 公共施設、交通施設等の整備</b></td> <td data-bbox="1828 737 2611 917">国、県警察、市町、消防機関、道路管理者、鉄道事業者、港湾管理者、漁港管理者、 県（危機管理防災課、水産課、建築住宅課、空港課、道路課、港湾課、資産活用課、教育総務課、防災航空センター）</td> </tr> </table>	<b>第2 公共施設、交通施設等の整備</b>	国、県警察、市町、消防機関、道路管理者、鉄道事業者、港湾管理者、漁港管理者、 県（危機管理防災課、水産課、建築住宅課、空港課、道路課、港湾課、資産活用課、教育総務課、防災航空センター）	組織改正に伴う修正				
<b>第2 公共施設、交通施設等の整備</b>	国、県警察、市町、消防機関、道路管理者、鉄道事業者、港湾管理者、漁港管理者、 県（危機管理防災課、農山村課、建築住宅課、空港課、道路課、港湾課、資産活用課、教育総務課、防災航空センター）										
<b>第2 公共施設、交通施設等の整備</b>	国、県警察、市町、消防機関、道路管理者、鉄道事業者、港湾管理者、漁港管理者、 県（危機管理防災課、水産課、建築住宅課、空港課、道路課、港湾課、資産活用課、教育総務課、防災航空センター）										
50	<table border="1" data-bbox="201 938 1380 1159"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 938 1380 972"><b>第2項 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進</b></td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 972 596 1159"><b>第1 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等</b></td> <td data-bbox="596 972 1380 1159">市町、防災関係機関、県警察、電気通信事業者、西日本電信電話株式会社佐賀支店、電気事業者、 県（危機管理防災課、森林整備課、県土企画課、河川砂防課、防災航空センター、関係各所属）</td> </tr> </table>	<b>第2項 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進</b>		<b>第1 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等</b>	市町、防災関係機関、県警察、電気通信事業者、西日本電信電話株式会社佐賀支店、電気事業者、 県（危機管理防災課、森林整備課、県土企画課、河川砂防課、防災航空センター、関係各所属）	<table border="1" data-bbox="1433 938 2611 1159"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1433 938 2611 972"><b>第2項 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進</b></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1433 972 1828 1159"><b>第1 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等</b></td> <td data-bbox="1828 972 2611 1159">市町、防災関係機関、県警察、電気通信事業者、西日本電信電話株式会社佐賀支店、電気事業者、 県（危機管理防災課、森林整備課、県土企画課、河川砂防課、防災航空センター、関係各所属）</td> </tr> </table>	<b>第2項 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進</b>		<b>第1 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等</b>	市町、防災関係機関、県警察、電気通信事業者、西日本電信電話株式会社佐賀支店、電気事業者、 県（危機管理防災課、森林整備課、県土企画課、河川砂防課、防災航空センター、関係各所属）	
<b>第2項 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進</b>											
<b>第1 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等</b>	市町、防災関係機関、県警察、電気通信事業者、西日本電信電話株式会社佐賀支店、電気事業者、 県（危機管理防災課、森林整備課、県土企画課、河川砂防課、防災航空センター、関係各所属）										
<b>第2項 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進</b>											
<b>第1 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等</b>	市町、防災関係機関、県警察、電気通信事業者、西日本電信電話株式会社佐賀支店、電気事業者、 県（危機管理防災課、森林整備課、県土企画課、河川砂防課、防災航空センター、関係各所属）										
52	<p>(略)</p> <p>1 情報の収集、連絡・伝達体制の整備 (略)</p> <p>(5) 県における体制の整備 (略)</p> <p>ウ 県防災情報システムの整備 (略)</p> <p>(イ) 主な災害情報提供システム</p> <p>a 一斉指令システム（気象予・警報、地震情報等）</p> <p>b 被害情報システム（人的・住家・道路被害情報等）</p> <p>c 防災地図情報システム（各種被害情報に基づく地図作成）</p> <p>d 画像情報システム（各種画像情報）</p> <p>(ウ) 防災情報システムの平常時の活用 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>1 情報の収集、連絡・伝達体制の整備 (略)</p> <p>(5) 県における体制の整備 (略)</p> <p>ウ 県防災情報システムの整備 (略)</p> <p>(イ) 主な災害情報提供システム</p> <p>a 一斉指令システム（気象予報・警報、地震情報等）</p> <p>b 被害情報システム（人的・住家・道路被害情報等）</p> <p>c 防災地図情報システム（各種被害情報に基づく地図作成）</p> <p>d 画像情報システム（各種画像情報）</p> <p>(ウ) 防災情報システムの平常時の活用 (略)</p>	脱字修正								



54 (略)  
 キ 災害情報提供システムの整備  
 (略)  
 (イ) 主な災害情報提供システム  
 (略)

(略)  
 キ 災害情報提供システムの整備  
 (略)  
 (イ) 主な災害情報提供システム  
 (略)

実態の整合に伴う修正



実態の整合に伴う修正

61	第3 相互の連携体制、広域防災体制の強化	市町、消防機関、防災関係機関、 県（各協定の担当所属）	第3 相互の連携体制、広域防災体制の強化	市町、消防機関、防災関係機関、 県（各協定の担当所属）																																									
62	(略) 2 保健医療分野の受援体制 (略) また、県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（ <u>DCAT</u> 又はDWA T）等の整備に努めるものとする。		(略) 2 保健医療分野の受援体制 (略) また、県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（ <u>DWAT</u> ）等の整備に努めるものとする。		名称の統一に伴う修正																																								
63	<table border="1" data-bbox="201 527 1380 709"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>協定名 [所管部署]</th> <th>協定締結の相手先</th> <th>協定締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自治体</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防災消防ヘリコプター相互応援協定 [危機管理防災課]</td> <td>大分県・熊本県・宮崎県・鹿児島県・長崎県</td> <td>令和 4年 3月 25日</td> </tr> </tbody> </table>		区分	協定名 [所管部署]	協定締結の相手先	協定締結年月日	自治体	(略)	(略)	(略)		防災消防ヘリコプター相互応援協定 [危機管理防災課]	大分県・熊本県・宮崎県・鹿児島県・長崎県	令和 4年 3月 25日	<table border="1" data-bbox="1424 527 1816 709"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>協定名 [所管部署]</th> <th>協定締結の相手先</th> <th>協定締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自治体</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防災消防ヘリコプター相互応援協定 [危機管理防災課]</td> <td>大分県・熊本県・宮崎県・鹿児島県・長崎県・<u>福岡県</u></td> <td>令和 <u>6</u>年 3月 <u>29</u>日</td> </tr> </tbody> </table>	区分	協定名 [所管部署]	協定締結の相手先	協定締結年月日	自治体	(略)	(略)	(略)		防災消防ヘリコプター相互応援協定 [危機管理防災課]	大分県・熊本県・宮崎県・鹿児島県・長崎県・ <u>福岡県</u>	令和 <u>6</u> 年 3月 <u>29</u> 日		協定更新																
区分	協定名 [所管部署]	協定締結の相手先	協定締結年月日																																										
自治体	(略)	(略)	(略)																																										
	防災消防ヘリコプター相互応援協定 [危機管理防災課]	大分県・熊本県・宮崎県・鹿児島県・長崎県	令和 4年 3月 25日																																										
区分	協定名 [所管部署]	協定締結の相手先	協定締結年月日																																										
自治体	(略)	(略)	(略)																																										
	防災消防ヘリコプター相互応援協定 [危機管理防災課]	大分県・熊本県・宮崎県・鹿児島県・長崎県・ <u>福岡県</u>	令和 <u>6</u> 年 3月 <u>29</u> 日																																										
64	<table border="1" data-bbox="201 716 1380 898"> <tbody> <tr> <td>救助・救出</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		救助・救出	(略)	(略)	(略)		<u>(新設)</u>			<table border="1" data-bbox="1424 716 1816 898"> <tbody> <tr> <td>救出・救助</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>災害時における災害救助犬等の出動に関する協定 [危機管理防災課]</u></td> <td><u>認定NPO法人日本レスキュー協会</u></td> <td><u>令和 6年 3月 21日</u></td> </tr> </tbody> </table>	救出・救助	(略)	(略)	(略)		<u>災害時における災害救助犬等の出動に関する協定 [危機管理防災課]</u>	<u>認定NPO法人日本レスキュー協会</u>	<u>令和 6年 3月 21日</u>		協定追記																								
救助・救出	(略)	(略)	(略)																																										
	<u>(新設)</u>																																												
救出・救助	(略)	(略)	(略)																																										
	<u>災害時における災害救助犬等の出動に関する協定 [危機管理防災課]</u>	<u>認定NPO法人日本レスキュー協会</u>	<u>令和 6年 3月 21日</u>																																										
65	<table border="1" data-bbox="201 905 1380 1087"> <tbody> <tr> <td>医療</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>要配慮者</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>佐賀県災害多言語支援センターの設置及び運営に関する協定 <u>[国際課]</u></td> <td>公益財団法人佐賀県国際交流協会</td> <td>平成29年 3月 23日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		医療	(略)	(略)	(略)	要配慮者	(略)	(略)	(略)		佐賀県災害多言語支援センターの設置及び運営に関する協定 <u>[国際課]</u>	公益財団法人佐賀県国際交流協会	平成29年 3月 23日		(略)	(略)	(略)		<u>(新設)</u>			<table border="1" data-bbox="1424 905 1816 1087"> <tbody> <tr> <td>医療</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>要配慮者</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>佐賀県災害多言語支援センターの設置及び運営に関する協定 <u>[多文化共生さが推進課]</u></td> <td>公益財団法人佐賀県国際交流協会</td> <td>平成29年 3月 23日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>災害時における洗濯環境の提供に関する協定書 [危機管理防災課]</u></td> <td><u>WASHハウス株式会社</u></td> <td><u>令和 6年 9月 10日</u></td> </tr> </tbody> </table>	医療	(略)	(略)	(略)	要配慮者	(略)	(略)	(略)		佐賀県災害多言語支援センターの設置及び運営に関する協定 <u>[多文化共生さが推進課]</u>	公益財団法人佐賀県国際交流協会	平成29年 3月 23日		(略)	(略)	(略)		<u>災害時における洗濯環境の提供に関する協定書 [危機管理防災課]</u>	<u>WASHハウス株式会社</u>	<u>令和 6年 9月 10日</u>		組織改正に伴う修正
医療	(略)	(略)	(略)																																										
要配慮者	(略)	(略)	(略)																																										
	佐賀県災害多言語支援センターの設置及び運営に関する協定 <u>[国際課]</u>	公益財団法人佐賀県国際交流協会	平成29年 3月 23日																																										
	(略)	(略)	(略)																																										
	<u>(新設)</u>																																												
医療	(略)	(略)	(略)																																										
要配慮者	(略)	(略)	(略)																																										
	佐賀県災害多言語支援センターの設置及び運営に関する協定 <u>[多文化共生さが推進課]</u>	公益財団法人佐賀県国際交流協会	平成29年 3月 23日																																										
	(略)	(略)	(略)																																										
	<u>災害時における洗濯環境の提供に関する協定書 [危機管理防災課]</u>	<u>WASHハウス株式会社</u>	<u>令和 6年 9月 10日</u>																																										
66	<table border="1" data-bbox="201 1094 1380 1276"> <tbody> <tr> <td>輸送</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		輸送	(略)	(略)	(略)		<u>(新設)</u>			<table border="1" data-bbox="1424 1094 1816 1276"> <tbody> <tr> <td>輸送</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>大規模災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定 [危機管理防災課]</u></td> <td><u>一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク</u></td> <td><u>令和 6年 9月 9日</u></td> </tr> </tbody> </table>	輸送	(略)	(略)	(略)		<u>大規模災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定 [危機管理防災課]</u>	<u>一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク</u>	<u>令和 6年 9月 9日</u>		協定追記																								
輸送	(略)	(略)	(略)																																										
	<u>(新設)</u>																																												
輸送	(略)	(略)	(略)																																										
	<u>大規模災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定 [危機管理防災課]</u>	<u>一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク</u>	<u>令和 6年 9月 9日</u>																																										
67	<table border="1" data-bbox="201 1283 1380 1465"> <tbody> <tr> <td>物資</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		物資	(略)	(略)	(略)		<u>(新設)</u>				<u>(新設)</u>			<table border="1" data-bbox="1424 1283 1816 1465"> <tbody> <tr> <td>物資</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>災害時における物資供給に関する覚書 [危機管理防災課]</u></td> <td><u>株式会社ナフコ</u></td> <td><u>令和6年 10月 16日</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>災害時における資機材調達・設置等に関する協定書</u></td> <td><u>株式会社プレコ</u></td> <td><u>令和6年 11月 13日</u></td> </tr> </tbody> </table>	物資	(略)	(略)	(略)		<u>災害時における物資供給に関する覚書 [危機管理防災課]</u>	<u>株式会社ナフコ</u>	<u>令和6年 10月 16日</u>		<u>災害時における資機材調達・設置等に関する協定書</u>	<u>株式会社プレコ</u>	<u>令和6年 11月 13日</u>		協定追記																
物資	(略)	(略)	(略)																																										
	<u>(新設)</u>																																												
	<u>(新設)</u>																																												
物資	(略)	(略)	(略)																																										
	<u>災害時における物資供給に関する覚書 [危機管理防災課]</u>	<u>株式会社ナフコ</u>	<u>令和6年 10月 16日</u>																																										
	<u>災害時における資機材調達・設置等に関する協定書</u>	<u>株式会社プレコ</u>	<u>令和6年 11月 13日</u>																																										
68	<table border="1" data-bbox="201 1472 1380 1654"> <tbody> <tr> <td>燃料</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table>		燃料	(略)	(略)	(略)		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<table border="1" data-bbox="1424 1472 1816 1654"> <tbody> <tr> <td>燃料</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>大規模災害時における航空燃料の供給等に関する協定</u></td> <td><u>三愛アビエーションサービス株式会社</u> <u>エス・ジー・シー佐賀航空株式会</u></td> <td><u>令和3年2月22日</u> <u>令和6年7月2日</u></td> </tr> </tbody> </table>	燃料	(略)	(略)	(略)		<u>大規模災害時における航空燃料の供給等に関する協定</u>	<u>三愛アビエーションサービス株式会社</u> <u>エス・ジー・シー佐賀航空株式会</u>	<u>令和3年2月22日</u> <u>令和6年7月2日</u>		協定追記																								
燃料	(略)	(略)	(略)																																										
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																										
燃料	(略)	(略)	(略)																																										
	<u>大規模災害時における航空燃料の供給等に関する協定</u>	<u>三愛アビエーションサービス株式会社</u> <u>エス・ジー・シー佐賀航空株式会</u>	<u>令和3年2月22日</u> <u>令和6年7月2日</u>																																										

70	その他	(略)	(略)	(略)			<u>社</u>		協定追記
	無人航空機による災害応急対策業務（映像撮影・物資輸送等）に関する協定〔危機管理防災課〕	株式会社島内エンジニア 株式会社富士建	株式会社島内エンジニア 株式会社富士建	平成28年 8月30日 平成28年 8月30日	その他	(略)	(略)	(略)	社名修正
	(略)	(略)	(略)		無人航空機による災害応急対策業務（映像撮影・物資輸送等）に関する協定〔危機管理防災課〕		<u>シマウチエンジニアリング株式会社</u> 株式会社富士建	平成28年 8月30日 平成28年 8月30日	
	災害発生時等における施設使用等に関する協定〔危機管理防災課〕	佐賀県遊技業協同組合	佐賀県遊技業協同組合	令和 3年 4月13日	(略)	(略)	(略)		
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	災害発生時等における施設使用等に関する協定〔危機管理防災課〕		<u>佐賀県パチンコ・パチスロ店協同組合</u>	令和 3年 4月13日	
	(略)				<u>災害対策拠点事業に関する協定〔危機管理防災課〕</u>	<u>大町町</u> <u>公益財団法人日本財団</u>		<u>令和 5年 4月 6日</u>	組合名修正
	7 受援計画等の策定	(略)	(略)	(略)	7 受援計画等の策定	(略)	(略)	(略)	協定追記
	県及び市町は、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。				県及び市町は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。				
	県及び市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。この時には会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。 <u>(新設)</u>				県及び市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。この時には会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。 <u>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u>				国基本計画の修正に伴う追記
70	<b>第4 応急復旧及び二次災害の防止活動</b>	市町、水道事業者等、ライフライン事業者、県（循環型社会推進課、県土企画課、建設・技術課、下水道課、河川砂防課、道路課、産業政策課）	市町、水道事業者等、ライフライン事業者、県（循環型社会推進課、県土企画課、建設・技術課、下水道課、河川砂防課、道路課、産業政策課）		<b>第4 応急復旧及び二次災害の防止活動</b>	市町、水道事業者等、ライフライン事業者、県（循環型社会推進課、県土企画課、建設・技術課、下水道課、河川砂防課、道路課、産業政策課）			
71	2 資機材等の確保	(略)	(略)	(略)	2 資機材等の確保	(略)	(略)	(略)	国基本計画の修正に伴う追記
	県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。				県は、被災市町が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。				

72	<b>第5項 救助・救急、消防及び保健医療福祉活動体制の整備</b> 国、自衛隊、海上保安部、県警察、市町、消防機関、医療機関、県（危機管理防災課、健康福祉政策課、医務課、薬務課、社会福祉課、障害福祉課、防災航空センター）	<b>第5項 救助・救急、消防及び保健医療福祉活動体制の整備</b> 国、自衛隊、海上保安部、県警察、市町、消防機関、医療機関、県（危機管理防災課、健康福祉政策課、医務課、薬務課、社会福祉課、障害福祉課、防災航空センター）	
74	(略) (6) 医療応援体制の整備 ア 都道府県間の応援体制 県は、医療の応援について都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。 (略)	(略) (6) 医療応援体制の整備 ア 都道府県間の応援体制 県は、医療の応援について都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）、 <u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害支援ナース</u> の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。 (略) (14) <u>日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）との連携</u> <u>県は、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等との連携等に努めるものとする。</u>	国基本計画の修正に伴う追記  国基本計画の修正に伴う追記
75	<u>(新設)</u>		
74	<b>第6項 緊急輸送活動</b> 国、海上保安部、県警察、道路管理者、港湾管理者、市町、県（危機管理防災課、空港課、交通政策課、港湾課、産業政策課、水産課、 <u>農山村課</u> 、道路課、防災航空センター）	<b>第6項 緊急輸送活動</b> 国、海上保安部、県警察、道路管理者、港湾管理者、市町、県（危機管理防災課、空港課、交通政策課、港湾課、産業政策課、水産課、道路課、防災航空センター）	組織改正に伴う修正
75	1 緊急輸送ネットワークの形成及び輸送機能の強化 県及び市町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、大規模地震発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及び物資の受入れ、搬送などの輸送拠点（集積拠点を兼ねる。以下同じ。）について把握・点検するものとする。 また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議のうえ、県が開設する広域物資輸送拠点、市町が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対し周知を図るものとする。 (新設)	1 緊急輸送ネットワークの形成及び輸送機能の強化 県及び市町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、大規模地震発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及び物資の受入れ、搬送などの輸送拠点（集積拠点を兼ねる。以下同じ。）について把握・点検するものとする。 また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議のうえ、県が開設する広域物資輸送拠点、市町が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対し周知を図るものとする。 <u>県は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u>	国基本計画の修正に伴う追記
76	(略) 2 道路輸送の確保 (略) (4) 緊急通行車両の事前届出	(1) <u>広域物資輸送拠点の指定</u> 県は、被災地外からの救援物資の受入れ、一時保管、積み替え・配送等の輸送拠点をあらかじめ指定するものとする。 ≪ <u>広域物資輸送拠点</u> ≫ (略)	国基本計画の修正に伴う追記





83	<p>b 非常用電源、<u>ガス設備</u>、衛星携帯電話等の通信機器、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ（洋式トイレが望ましい）、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、貯水槽、井戸等のほか、多機能トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備 (略)</p> <p>d 指定避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保、及び食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、簡易ベッド（段ボールベッドを含む）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策に必要な物資の備蓄・供給体制の確立 (略)</p>	<p>めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>b 非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器・<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ（洋式トイレが望ましい）、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>等のほか、多機能トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備 (略)</p> <p>d 指定避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保、及び食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、簡易ベッド（段ボールベッドを含む）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資の備蓄・供給体制の確立 (略)</p>	国基本計画修正に伴う追記
84	<p>(3) 避難路及び誘導體制 (略)</p> <p>オ 県の保健所等は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、県及び市町の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</p> <p>また、市町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。 (略)</p>	<p>(3) 避難路及び誘導體制 (略)</p> <p>オ 県の保健所等は、<u>新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における</u>自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、県及び市町の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</p> <p>また、市町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。<u>これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。</u> (略)</p>	国基本計画修正に伴う追記
85	<p>(5) 避難生活上必要となる基本的事項 (略)</p> <p>コ <u>市町村</u>は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p>	<p>(5) 避難生活上必要となる基本的事項 (略)</p> <p>コ <u>市町</u>は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p>	誤字修正
88	<p><b>第8 避難行動要支援者対策の強化</b> 市町、消防機関、社会福祉施設・病院等の管理者、指定避難所に指定された施設の管理者、 県（危機管理防災課、国際課、健康福祉政策課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、建築住宅課）</p>	<p><b>第8 避難行動要支援者対策の強化</b> 市町、消防機関、社会福祉施設・病院等の管理者、指定避難所に指定された施設の管理者、 県（危機管理防災課、<u>多文化共生さが推進課</u>、健康福祉政策課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、建築住宅課）</p>	組織改正に伴う修正
89	2 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策 (略)	2 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策 (略)	
91	(5) 県、市町の支援 (略)	(5) 県、市町の支援 (略)	

94	<p>県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録の要請、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>また</u>、市町は、保育所が被災した場合に、当該保育所に通う保育が必要な乳幼児等に対し必要な保育が実施できるよう、他の保育所での受入れ等、必要な調整を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 避難所の要配慮者対策</p> <p>(略)</p> <p>(4) 災害派遣福祉チーム (DCAT)</p> <p>県は、災害派遣福祉チーム (DCAT) を必要に応じて避難所に派遣し、福祉的支援を行う。また、あらかじめ「佐賀県災害福祉支援ネットワーク」を組織し、平時からチーム員等の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修等を行う。</p>	<p>県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録の要請、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>市町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、市町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>さらに、市町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p> <p><u>加えて</u>、市町は、保育所が被災した場合に、当該保育所に通う保育が必要な乳幼児等に対し必要な保育が実施できるよう、他の保育所での受入れ等、必要な調整を行うものとする。</p> <p>4 避難所の要配慮者対策</p> <p>(略)</p> <p>(4) 災害派遣福祉チーム (DWAT)</p> <p>県は、災害派遣福祉チーム (DWAT) を必要に応じて避難所に派遣し、福祉的支援を行う。また、あらかじめ「佐賀県災害福祉支援ネットワーク」を組織し、平時からチーム員等の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修等を行う。</p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p> <p>名称の統一に伴う修正</p>				
91	<table border="1" data-bbox="198 1272 1377 1461"> <tr> <td data-bbox="198 1272 596 1461"><b>第10 食料、飲料水及び生活必需品等の調達</b></td> <td data-bbox="596 1272 1377 1461">市町、水道事業者等、事業所、県民、県（危機管理防災課、健康福祉政策課、薬務課、生活衛生課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、産業政策課、農政企画課、林業課）</td> </tr> </table>	<b>第10 食料、飲料水及び生活必需品等の調達</b>	市町、水道事業者等、事業所、県民、県（危機管理防災課、健康福祉政策課、薬務課、生活衛生課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、産業政策課、農政企画課、林業課）	<table border="1" data-bbox="1430 1272 2638 1461"> <tr> <td data-bbox="1430 1272 1828 1461"><b>第10 食料、飲料水及び生活必需品等の調達</b></td> <td data-bbox="1828 1272 2638 1461">市町、水道事業者等、事業所、県民、県（危機管理防災課、健康福祉政策課、薬務課、生活衛生課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、産業政策課、農政企画課、林業課）</td> </tr> </table>	<b>第10 食料、飲料水及び生活必需品等の調達</b>	市町、水道事業者等、事業所、県民、県（危機管理防災課、健康福祉政策課、薬務課、生活衛生課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、産業政策課、農政企画課、林業課）	
<b>第10 食料、飲料水及び生活必需品等の調達</b>	市町、水道事業者等、事業所、県民、県（危機管理防災課、健康福祉政策課、薬務課、生活衛生課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、産業政策課、農政企画課、林業課）						
<b>第10 食料、飲料水及び生活必需品等の調達</b>	市町、水道事業者等、事業所、県民、県（危機管理防災課、健康福祉政策課、薬務課、生活衛生課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、産業政策課、農政企画課、林業課）						
92  93	<p>(略)</p> <p>1 確保の役割分担</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市町</p> <p>(略)</p> <p>なお、市町単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調達等支援システムにより県に対して要請を行えるよう体制を整備する。<u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>1 確保の役割分担</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市町</p> <p>(略)</p> <p>なお、市町単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調達等支援システムにより県に対して要請を行えるよう体制を整備する。<u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国はこれを支援する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p>				

97	<p><b>第12 災害復旧・復興への備え</b></p> <p>市町、防災関係機関、建築物の所有者、 県（危機管理防災課、法務私学課、税政課、市町支援課、行政デジタル推進課、環境課、循環型社会推進課、建築住宅課、関係各所属）</p>	<p><b>第12 災害復旧・復興への備え</b></p> <p>市町、防災関係機関、建築物の所有者、 県（危機管理防災課、法務私学課、税政課、市町支援課、行政デジタル推進課、<u>有明海再生・環境課</u>、循環型社会推進課、建築住宅課、関係各所属）</p>	組織改正に伴う修正
102	<p><b>第4項 県民等の防災活動の推進</b></p> <p><b>第1 防災思想・知識の普及</b> 防災関係機関、市町、学校等、 県（危機管理防災課、県民協働課、社会福祉課、男女参画・女性の活躍推進課、教育振興課、学校教育課）</p>	<p><b>第4項 県民等の防災活動の推進</b></p> <p><b>第1 防災思想・知識の普及</b> 防災関係機関、市町、学校等、 県（危機管理防災課、県民協働課、社会福祉課、男女参画・女性の活躍推進課、教育振興課、学校教育課）</p>	
102	<p>(略)</p> <p>2 県民に対する普及啓発、防災学習の推進 (略) 防災知識の普及にあたっては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。 (略)</p> <p>(7) 地震保険への加入促進</p>	<p>(略)</p> <p>2 県民に対する普及啓発、防災学習の推進 (略) 防災知識の普及にあたっては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める<u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める</u>ものとする。 (略)</p> <p>(7) 地震保険への加入促進</p> <p>県民は、地震により被災した住家・家財を速やかに再建するための原資とするため、地震保険に加入し、地震に備えるよう努めるものとする。なお、市町・県は、国や一般社団法人日本損害保険協会など関係団体と協力し、広く県民に対して、地震保険の重要性を広報し、地震保険への加入促進に努める。</p>	国基本計画の修正に伴う追記
104	<p>(略)</p> <p>104 県民は、地震により被災した住家・家財を速やかに再建するための原資とするため、地震保険に加入し、地震に備えるよう努めるものとする。なお、市町・県は、国や一般社団法人日本損害保険協会など関係団体と協力し、広く県民に対して、地震保険の重要性を広報し、地震保険への加入促進に努める。</p>	<p>(略)</p> <p>(7) 地震保険への加入促進</p> <p>県民は、地震により住家・家財が被災した場合の生活再建にとって有効な手段の一つである地震保険に加入し、地震に備えるよう努めるものとする。なお、市町・県は、国や一般社団法人日本損害保険協会など関係団体と協力し、広く県民に対して、地震保険の重要性を広報し、地震保険への加入促進に努める。</p>	消防庁からの指摘への修正
104	<p><b>第2 消防団の育成強化</b></p> <p>市町、消防機関、 県（危機管理防災課、消防学校）</p>	<p><b>第2 消防団の育成強化</b></p> <p>市町、消防機関、 県（危機管理防災課、消防学校）</p>	
105	<p>(略)</p> <p>2 消防団への参加促進 消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び従業員の消防団活動に対する理解の増進に努めるとともに、女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。</p> <p>3 公務員の消防団への入団促進 公務員の消防団への入団は、地域住民と深いつながりができ、地域住民との密着性の観点から非常に望ましいことから、率先して消防団へ参加するよう努めるものとする。</p> <p>4 消防団の装備の改善 消防団の装備は、消防団の活動の充実強化を図るため、安全対策、救助活動、情報通信等の装備について、充実強化を図るものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>2 消防団への参加促進 消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する<u>協力要請及び従業員の消防団活動に対する理解の増進に努めるとともに、女性消防団員の加入促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。</u></p> <p>3 公務員の消防団への入団促進 公務員の消防団への入団は、地域住民と深いつながりができ、地域住民との密着性の観点から非常に望ましいことから、率先して消防団へ参加するよう努めるものとする。</p> <p>4 消防団の装備の改善 消防団の装備は、<u>大規模災害等に備えた</u>安全対策、救助活動、情報通信等の装備について、充実強化を図るものとする。</p>	国基本計画の修正に伴う追記



				<u>練を行うよう努めるものとする。</u>	
113	第2節 災害応急対策計画 第1項 活動体制			第2節 災害応急対策計画 第1項 活動体制	
	第1 県の活動体制	県（危機管理防災課、関係各所属）		第1 県の活動体制	県（危機管理防災課、関係各所属）
119	(略)			(略)	
	対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係（対応）課等	
	総括対策部 ●防災監	災害対策の総 括 ◇危機管理・ 報道局長 (略)	(略)	<u>政策チーム</u> 企画チーム 危機管理防災課 ほか (略)	組織改正に伴う 修正
	(略)	(略)	(略)	(略)	
120	広報対策部 ●危機管理 ・報道局長	県民等への情 報発信、報道 対応等 ◇報道課長	(略)	広報広聴課 報道課 <u>国際課</u>	組織改正に伴う 修正
	被災者支援等 対策部 ●政策部長	(略)	(略)	(略)	組織改正に伴う 修正
121	県議会対策 ◇政策調整監	(略)	(略)	<u>政策チーム</u>	組織改正に伴う 修正
	ライフライン 情報の収集・ 提供 ◇政策部 副部長	(略)	(略)	行政デジタル推進 課 原子力安全対策課 <u>新エネルギー産業 課</u> 生活衛生課 下水道課 ほか	組織改正に伴う 修正
	災害救助法 ◇政策部 副部長	(略)	(略)	<u>政策チーム</u> 危機管理防災課 災害救助法の救助 の種類に応じた関 係課（法務私学 課、医務課、生活 衛生課、社会福祉 課、産業政策課、 建築住宅課、学校 教育課 ほか）	組織改正に伴う 修正

123							教育課 ほか)	組織改正に伴う修正	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	地域交流対策部 ●地域交流部副部長	港湾・漁港対策 ◇港湾課長	(略)	農山漁村課 港湾課 水産課	(略)	(略)	(略)		(削除) 港湾課 水産課
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
124	文化・観光・スポーツ対策部 ●文化・観光局長(正) ●SAGA2024・SSP推進局長(副)	スポーツ対策 ◇スポーツ課長	(略)	SAGAスポーツピラミッド推進グループ スポーツ課 SAGAサンライズパーク整備推進課	(略)	(略)	(略)	組織改正に伴う修正	
	県民環境対策部 ●県民環境部長	自然公園対策 ◇有明海再生・自然環境課長	・自然公園関係施設の被害調査及び災害対策に関すること	有明海再生・自然環境課	(略)	(略)	(略)		
		公害防止対策 ◇環境課長	・公害防止施設の被害調査及び災害対策に関すること	環境課	(略)	(略)	(略)		
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	健康福祉対策部 ●健康福祉部長(正) ●男女参画・こども局長(副)	避難所対策 ◇社会福祉課長	・避難所の設置・運営に関すること ・災害派遣福祉チーム(DCAT)の編成及び避難所への派遣等に関すること	社会福祉課 ほか	(略)	(略)	(略)		組織改正に伴う修正
農林水産対策部 ●農林水産部長	農地、農業用施設対策 ◇農林水産部副部長	(略)	農山村課 農地整備課	(略)	(略)	(略)			
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			

129	県土整備対策部 ●県土整備部長 (略)	(略) 河川砂防対策 ◇河川砂防課長 (略)	(略) (略) (略)	(略) 河川砂防課 <u>農山村課</u> (略)	県土整備対策部 ●県土整備部長 (略)	(略) 河川砂防対策 ◇河川砂防課長 (略)	(略) (略) (略)	(略) 河川砂防課 <u>農地整備課</u> (略)	組織改正に伴う修正
134	<b>第2項 地震、津波の情報伝達</b> <b>第1 緊急地震速報（警報）、地震に関する情報の種類、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波に関する情報の種類、内容等</b>			佐賀地方気象台	<b>第2項 地震、津波の情報伝達</b> <b>第1 緊急地震速報（警報）、地震に関する情報の種類、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波に関する情報の種類、内容等</b>			佐賀地方気象台	
134	(略) 1 緊急地震速報（警報） 気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れがを予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。 (略)				(略) 1 緊急地震速報（警報） 気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。 (略)			誤字修正	
136	4 大津波警報・津波警報・津波注意報 (略)（次頁）				4 大津波警報・津波警報・津波注意報 (略)（次頁）				

137

津波警報等の種類と発表される津波の高さ<sup>(注)</sup>等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される災害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報*	(略)	10m超 (10m<高さ)	巨大	(略)
		10m (5m<高さ≤10m)		
		5m (3m<高さ≤5m)		
津波警報	(略)	3m (1m<高さ≤3m)	高い	(略)
津波注意報	(略)	1m (0.2m≤高さ≤1m)	(表記しない)	(略)

津波警報等の種類と発表される津波の高さ<sup>(注)</sup>等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される災害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報*	(略)	10m超 (10m< <u>予想される津波の最大波の高さ</u> )	巨大	(略)
		10m (5m< <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤10m)		
		5m (3m< <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤5m)		
津波警報	(略)	3m (1m< <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤3m)	高い	(略)
津波注意報	(略)	1m (0.2m≤ <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤1m)	(表記しない)	(略)

気象庁の修正に伴う修正



138	(略) 5 津波情報の種類と発表内容 (略)	(略) 5 津波情報の種類と発表内容 (略)																																	
139	(略) (*2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について (略) 【沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容】 <table border="1" data-bbox="270 548 1389 1136"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>沿岸で推定される津波の高さ</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報を発表中</td> <td>3m超</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>3m以下</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報を発表中</td> <td>1m超</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>1m以下</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報を発表中</td> <td>(すべての場合)</td> <td>沖合での観測値 <u>(新設)</u>、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しません。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。</p> <p><u>(新設)</u></p>	発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	内容	大津波警報を発表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	津波警報を発表中	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	津波注意報を発表中	(すべての場合)	沖合での観測値 <u>(新設)</u> 、沿岸での推定値とも数値で発表	(略) (*2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について (略) 【沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※1）の発表内容】 <table border="1" data-bbox="1495 594 2614 1182"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>沿岸で推定される津波の高さ</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報を発表中</td> <td>3m超</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>3m以下</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報を発表中</td> <td>1m超</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>1m以下</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報を発表中</td> <td>(すべての場合)</td> <td>沖合での観測値※2、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しません。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。</p> <p>※2 沿岸で推定される津波の高さが非常に小さい場合は、沖合での観測値を「微弱」と表現します。</p>	発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	内容	大津波警報を発表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	津波警報を発表中	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	津波注意報を発表中	(すべての場合)	沖合での観測値※2、沿岸での推定値とも数値で発表	気象庁の修正に伴う修正
発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	内容																																	
大津波警報を発表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																	
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																																	
津波警報を発表中	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																	
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																																	
津波注意報を発表中	(すべての場合)	沖合での観測値 <u>(新設)</u> 、沿岸での推定値とも数値で発表																																	
発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	内容																																	
大津波警報を発表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																	
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																																	
津波警報を発表中	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																	
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																																	
津波注意報を発表中	(すべての場合)	沖合での観測値※2、沿岸での推定値とも数値で発表																																	
142	<b>第3 関係機関による措置事項</b> 佐賀地方气象台、県警察、市町、消防機関、海上保安部、西日本電信電話株式会社、県（危機管理防災課、河川砂防課）	<b>第3 関係機関による措置事項</b> 佐賀地方气象台、県警察、市町、消防機関、海上保安部、西日本電信電話株式会社、県（危機管理防災課、河川砂防課）																																	
142	1 气象台 (1) 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達 気象庁は、警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、N T T 西日本又はN T T 東日本、NHKの機関等に <u>通知に通知する。</u>	1 气象台 (1) 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達 気象庁は、警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、N T T 西日本又はN T T 東日本、NHKの機関等に <u>通知する。</u>	誤字修正																																

159	第6項 自衛隊災害派遣要請計画 第2 災害派遣要請の手続		第6項 自衛隊災害派遣要請計画 第2 災害派遣要請の手続		実態に整合に伴った修正																																														
159	(略) 2 要請先 <table border="1" data-bbox="252 380 1083 646"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部隊の長</th> <th>担任部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">陸上自衛隊</td> <td>西部方面混成団長</td> <td>第3科</td> </tr> <tr> <td>九州補給処長</td> <td>装備計画部企画課</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊</td> <td>佐世保地方総監</td> <td>防衛部第3幕僚室</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊</td> <td>西部航空方面隊司令官</td> <td>防衛部運用課</td> </tr> </tbody> </table> (略) 3 要請の手続 (略)		区分	部隊の長	担任部署	陸上自衛隊	西部方面混成団長	第3科	九州補給処長	装備計画部企画課	海上自衛隊	佐世保地方総監	防衛部第3幕僚室	航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	防衛部運用課	(略) 2 要請先 <table border="1" data-bbox="1478 390 2309 657"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部隊の長</th> <th>担任部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">陸上自衛隊</td> <td>西部方面混成団長</td> <td>第3科</td> </tr> <tr> <td><u>第4師団長</u></td> <td><u>第3部</u></td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊</td> <td>佐世保地方総監</td> <td>防衛部第3幕僚室</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊</td> <td>西部航空方面隊司令官</td> <td>防衛部運用課</td> </tr> </tbody> </table> (略) 3 要請の手続 (略)		区分	部隊の長	担任部署	陸上自衛隊	西部方面混成団長	第3科	<u>第4師団長</u>	<u>第3部</u>	海上自衛隊	佐世保地方総監	防衛部第3幕僚室	航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	防衛部運用課	実態に整合に伴った修正																		
区分	部隊の長	担任部署																																																	
陸上自衛隊	西部方面混成団長	第3科																																																	
	九州補給処長	装備計画部企画課																																																	
海上自衛隊	佐世保地方総監	防衛部第3幕僚室																																																	
航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	防衛部運用課																																																	
区分	部隊の長	担任部署																																																	
陸上自衛隊	西部方面混成団長	第3科																																																	
	<u>第4師団長</u>	<u>第3部</u>																																																	
海上自衛隊	佐世保地方総監	防衛部第3幕僚室																																																	
航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	防衛部運用課																																																	
160	「自衛隊の災害派遣に関する訓令」第3条に規定する自衛隊の部隊の長一覧 <table border="1" data-bbox="222 827 1389 1381"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部隊の長</th> <th>住所 (担任部署)</th> <th>電話番号</th> <th>災害派遣の担任</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">航空自衛隊</td> <td>西部航空方面隊司令官</td> <td>福岡県春日市原町3-1-1 (防衛部運用課)</td> <td>(092)581-4031</td> <td>九州(宮崎県を除く)、広島県、岡山県、愛媛県、高知県</td> </tr> <tr> <td>第8航空団司令</td> <td>福岡県築上郡椎田町西八田 <u>(追記)</u></td> <td>(0930)56-1150</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3術科学学校長</td> <td>福岡県遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1 <u>(追記)</u></td> <td>(093)223-0981</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (略)		区分	部隊の長	住所 (担任部署)	電話番号	災害派遣の担任	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	福岡県春日市原町3-1-1 (防衛部運用課)	(092)581-4031	九州(宮崎県を除く)、広島県、岡山県、愛媛県、高知県	第8航空団司令	福岡県築上郡椎田町西八田 <u>(追記)</u>	(0930)56-1150		第3術科学学校長	福岡県遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1 <u>(追記)</u>	(093)223-0981		「自衛隊の災害派遣に関する訓令」第3条に規定する自衛隊の部隊の長一覧 <table border="1" data-bbox="1448 835 2614 1390"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部隊の長</th> <th>住所 (担任部署)</th> <th>電話番号</th> <th>災害派遣の担任</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">航空自衛隊</td> <td>西部航空方面隊司令官</td> <td>福岡県春日市原町3-1-1 (防衛部運用課)</td> <td>(092)581-4031</td> <td>九州(宮崎県を除く)、広島県、岡山県、愛媛県、高知県</td> </tr> <tr> <td>第8航空団司令</td> <td>福岡県築上郡<u>築上町</u>西八田 <u>(防衛部防衛班)</u></td> <td>(0930)56-1150</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3術科学学校長</td> <td>福岡県遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1 <u>(教務課計画班)</u></td> <td>(093)223-0981</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (略)		区分	部隊の長	住所 (担任部署)	電話番号	災害派遣の担任	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	福岡県春日市原町3-1-1 (防衛部運用課)	(092)581-4031	九州(宮崎県を除く)、広島県、岡山県、愛媛県、高知県	第8航空団司令	福岡県築上郡 <u>築上町</u> 西八田 <u>(防衛部防衛班)</u>	(0930)56-1150		第3術科学学校長	福岡県遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1 <u>(教務課計画班)</u>	(093)223-0981		誤字修正   他機関との整合を併せるための追記
区分	部隊の長	住所 (担任部署)	電話番号	災害派遣の担任																																															
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																															
航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	福岡県春日市原町3-1-1 (防衛部運用課)	(092)581-4031	九州(宮崎県を除く)、広島県、岡山県、愛媛県、高知県																																															
	第8航空団司令	福岡県築上郡椎田町西八田 <u>(追記)</u>	(0930)56-1150																																																
	第3術科学学校長	福岡県遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1 <u>(追記)</u>	(093)223-0981																																																
区分	部隊の長	住所 (担任部署)	電話番号	災害派遣の担任																																															
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																															
航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	福岡県春日市原町3-1-1 (防衛部運用課)	(092)581-4031	九州(宮崎県を除く)、広島県、岡山県、愛媛県、高知県																																															
	第8航空団司令	福岡県築上郡 <u>築上町</u> 西八田 <u>(防衛部防衛班)</u>	(0930)56-1150																																																
	第3術科学学校長	福岡県遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1 <u>(教務課計画班)</u>	(093)223-0981																																																

163	<b>第7項 応援協力体制</b>	<b>第7項 応援協力体制</b>					
163	<p>(略)</p> <p>市町及びその他防災関係機関は、相互に協力して応急対策を実施する。</p> <p>さらに、防災関係機関は、地震災害、津波災害の規模等を踏まえ、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できないと判断する場合は、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、他の地域の機関に対し、応援を要請するものとする。</p> <p>なお、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ関係機関相互で要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>県及び市町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>地震災害、津波災害による被災地域での災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、国、県、市町及びその他防災関係機関は、相互に協力して応急対策を実施する。</p> <p><u>また、県、市町及び</u>防災関係機関は、地震災害、津波災害の規模等を踏まえ、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できないと判断する場合は、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、他の<u>県、市町</u>や機関に対し、応援を要請するものとする。</p> <p>なお、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ関係機関相互で要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p><u>県災害対策本部が設置された場合、県においては市町の被害情報を収集するため、パーマナレントスタッフを中心に構成される情報班を設置し、必要に応じて、被災市町に対して、リエゾンや専門的な知識を有する職員を派遣する。なお、職員を派遣する場合、</u>地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</p>	<p>実態の整合に伴った修正</p>				
175	<b>第8項 通信計画</b> <table border="1" data-bbox="201 827 1380 919"> <tr> <td data-bbox="201 827 593 919"><b>第1 多様な通信手段の利用</b></td> <td data-bbox="593 827 1380 919">防災関係機関、市町、 県（報道課、危機管理防災課、資産活用課）</td> </tr> </table>	<b>第1 多様な通信手段の利用</b>	防災関係機関、市町、 県（報道課、危機管理防災課、資産活用課）	<b>第8項 通信計画</b> <table border="1" data-bbox="1430 827 2608 919"> <tr> <td data-bbox="1430 827 1822 919"><b>第1 多様な通信手段の利用</b></td> <td data-bbox="1822 827 2608 919">防災関係機関、市町、 県（報道課、危機管理防災課、資産活用課）</td> </tr> </table>	<b>第1 多様な通信手段の利用</b>	防災関係機関、市町、 県（報道課、危機管理防災課、資産活用課）	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p>
<b>第1 多様な通信手段の利用</b>	防災関係機関、市町、 県（報道課、危機管理防災課、資産活用課）						
<b>第1 多様な通信手段の利用</b>	防災関係機関、市町、 県（報道課、危機管理防災課、資産活用課）						
175	<p>1 県防災行政無線</p> <p>県防災行政無線は、災害時には防災、平常時には一般行政に関する情報の通信を行うため、無線回線（地上系）<u>及び</u>有線回線（光ケーブル）により、県本庁を中心として県警察、県現地機関、市町、消防機関、ダム管理所、自衛隊及び防災関係機関との間をネットワーク化した通信網であり、メール、電話、FAX、映像及び防災情報等のデータの送受信ができる。</p>	<p>1 県防災行政無線</p> <p>県防災行政無線は、災害時には防災、平常時には一般行政に関する情報の通信を行うため、無線回線（地上系）、<u>有線回線（光ケーブル）及び衛星回線</u>により、県本庁を中心として県警察、県現地機関、市町、消防機関、ダム管理所、自衛隊及び防災関係機関との間をネットワーク化した通信網であり、メール、電話、FAX、映像及び防災情報等のデータの送受信ができる。</p>	<p>実態に整合した修正</p>				

区分 機関名	接続回線		通 信 内 容				県庁から 一斉指令 可 能
	地上系 無 線	有 線 (注1)	電話	FAX	映像 (注2)	防災 データ	
県警察本部	○	○	○	○	○	○	○
県現地 機関	防災航空センター	○	○	○	○	○	○
	土木事務所	○	○	○	○	○	○
	総合庁舎(土木無)	○	○	○	○	○	○
	ダム管理所	15箇 所		○	○	○	○
その他の現地機関		○	○	○	○	○	△
市町(ハッ クアップ)	無線LAN	○	○	○	○	○	○
	MCA	(○)		(○)			
消防機関	○	○	○	○	○	○	○
陸上自衛隊(西部方面混成団、 九州補給処) 唐津海上保安部	○		○			○	○
防災関係機関	△	○	○				
移動系無線	△		○				

○：あり △：一部あり

注1) 公共ネットワークの光ケーブル回線を含む。

2) 映像については、県本庁統制局からのみ送信が可能。

(新設)

(1) 国、他都道府県への通信

県防災行政無線、消防庁及び国土交通省の無線回線(地上系、衛星系)を利用し、県と国及び他都道府県との間で情報の通信ができる。(電話、FAX、映像)

県では、必要に応じ受信した情報を無線回線又は有線回線により市町、消防本部等に送信する。

(略)

3 防災相互通信用無線電話

防災相互通信用無線電話は、災害現場において、防災関係機関が、相互に協力し、円滑に防災活動を実施するため、必要な通信を行う場合に使用する無線電話。

区分 機関名	接続回線			通 信 内 容				県庁から 一斉指令 可 能
	地上系 無 線	有 線 (注1)	衛 星	電話	FAX	映像 (注2)	防 災 データ	
県警察本部	○	○		○	○	○	○	○
県現地 機関	防災航空センター	○	○		○	○	○	○
	土木事務所	○	○		○	○	○	○
	総合庁舎(土木無)	○	○		○	○	○	○
	ダム管理所	15箇所			○	○	○	○
その他の現地機関		○		○	○	○	○	△
市町(ハッ クアップ)	無線LAN	○	○	○	○※	○	○※	○※
	MCA	(○)			(○)			
消防機関	○	○	○	○	○※	○	○※	○※
陸上自衛隊(西部方面混成団、 九州補給処) 唐津海上保安部	○			○			○	○
防災関係機関	△	○		○				
移動系無線	△			○				

○：あり △：一部あり

注1) 公共ネットワークの光ケーブル回線を含む。

2) 映像については、県本庁統制局からのみ送信が可能。

※衛星では利用不可

(1) 国、他都道府県への通信

県防災行政無線、消防庁及び国土交通省の無線回線(地上系、衛星系)を利用し、県と国及び他都道府県との間で情報の通信ができる。(電話、FAX、映像)

県では、必要に応じ受信した情報を無線回線、有線回線又は衛星回線により市町、消防本部等に送信する。

(略)

3 防災相互通信用無線電話

防災相互通信用無線電話は、災害現場において、防災関係機関が、相互に協力し、円滑

実態に整合した  
修正

実態に整合した  
修正

実態に整合した  
修正

	<p>【所 有 機 関】 県、県警察、海上保安部、<u>7</u>市町、4消防本部、日本赤十字社</p> <p>【県における設置場所】 危機管理防災課（総括対策部）、<u>唐津土木事務所</u></p> <p>【使 用 周 波 数】 158.35MHz又は466.775MHzの全国共通波</p>	<p>に防災活動を実施するため、必要な通信を行う場合に使用する無線電話。</p> <p>【所 有 機 関】 県、県警察、海上保安部、<u>3</u>市町、4消防本部、日本赤十字社</p> <p>【県における設置場所】 危機管理防災課（総括対策部）、<u>消防防災ヘリコプター</u> <u>(158.35MHzのみ)</u></p> <p>【使 用 周 波 数】 158.35MHz又は466.775MHzの全国共通波</p>	<p>実態に整合した修正</p> <p>実態に整合した修正</p>
182	<p><b>第10項 保健医療福祉活動計画</b></p> <p><b>第1 保健医療福祉活動</b> 国、自衛隊、海上保安部、県警察、独立行政法人国立病院機構、災害拠点病院、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、県歯科医師会、郡市医師会、その他医療関係機関、市町 県（危機管理防災課、人事課、健康福祉政策課、医務課、障害福祉課）</p>	<p><b>第10項 保健医療福祉活動計画</b></p> <p><b>第1 保健医療福祉活動</b> 国、自衛隊、海上保安部、県警察、独立行政法人国立病院機構、災害拠点病院、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、県歯科医師会、郡市医師会、その他医療関係機関、市町 県（危機管理防災課、人事課、健康福祉政策課、医務課、障害福祉課）</p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p>
181 184 185	<p>1 保健医療福祉活動の総合調整について (略)</p> <p>4 保健医療活動チーム (1) 活動 保健医療活動チームとは、診療を行える機能を持つ医療チームのことであり、救護所等において医療活動を行う。 (略)</p> <p>(8) DMAT活動終了後の医療体制の確保・継続 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JM AT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、 独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、 日本薬剤師会、日本看護協会、<u>(新設)</u>民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、救 護所や指定避難所等も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整 に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。 (略)</p>	<p>1 保健医療福祉活動の総合調整について (略)</p> <p>4 保健医療福祉活動チーム (1) 活動 保健医療福祉活動チームとは、診療を行える機能を持つ医療チームのことであり、救護所等にお いて医療活動を行う。 (略)</p> <p>(8) DMAT活動終了後の医療体制の確保・継続 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JM AT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、 独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、 日本薬剤師会、日本看護協会、<u>日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会</u> <u>災害支援チーム（JDA-DAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、</u>民間医療機関等からの医 療チーム派遣等の協力を得て、救護所や指定避難所等も含め、被災地における医療提供体制の確保・ 継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び 支援を行うものとする。 (略)</p>	<p>国の最近の施策 に伴う修正</p> <p>国の基本計画に 伴う修正</p>
190	<p><b>第11項 消防活動計画</b></p> <p><b>第3 応援の要請</b> 消防機関、市町、 県（危機管理防災課、防災航空センター）</p>	<p><b>第11項 消防活動計画</b></p> <p><b>第3 応援の要請</b> 消防機関、市町、 県（危機管理防災課、防災航空センター）</p>	
190	<p>1 近隣、県内の他消防機関に対する応援要請 被災地の市町及び消防機関は、自らの消防活動のみでは対処できないと認める場合には、あらかじめ締</p>	<p>1 近隣、県内の他消防機関に対する応援要請 被災地の市町及び消防機関は、自らの消防活動のみでは対処できないと認める場合には、あらかじめ締</p>	

	結している「消防相互応援協定」 <u>、</u> 「佐賀県常備消防相互応援協定書」 <u>及び</u> 「佐賀県の応援・受援出動計画」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援要請を行う。	締結している「消防相互応援協定」 <u>及び</u> 「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援要請を行う。	
194	<b>第13項 水防活動計画と二次災害の防止活動</b> <b>第1 水防活動計画と二次災害の防止活動</b> 国、市町、河川、海岸、ため池等の管理者及び施行者、水門や排水機場等の管理者・管理受託者、水防管理者、砂防施設の管理者、下水道施設管理者、県（危機管理防災課、農山村課、林業課、下水道課、河川砂防課、道路課）	<b>第13項 水防活動計画と二次災害の防止活動</b> <b>第1 水防活動計画と二次災害の防止活動</b> 国、市町、河川、海岸、ため池等の管理者及び施行者、水門や排水機場等の管理者・管理受託者、水防管理者、砂防施設の管理者、下水道施設管理者、県（危機管理防災課、農山村課、 <u>農地整備課</u> 、林業課、下水道課、河川砂防課、道路課）	組織改正に伴う修正
201	<b>第14項 避難計画</b> <b>第5 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設・運営</b> 市町、県（危機管理防災課、健康福祉政策課、生活衛生課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、男女参画・女性の活躍推進課、こども未来課、こども家庭課、教育総務課、教育振興課、学校教育課）	<b>第14項 避難計画</b> <b>第5 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設・運営管理</b> 市町、県（危機管理防災課、健康福祉政策課、生活衛生課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、男女参画・女性の活躍推進課、こども未来課、こども家庭課、教育総務課、教育振興課、学校教育課）	実態の整合に伴う修正
201	(略)	(略)	
	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設 (略)	1 指定緊急避難場所の <u>開放</u> 及び指定避難所の <u>開設</u> (略)	
	2 指定避難所の運営管理等 (略)	2 指定避難所の運営管理等 (略)	
202	(2) 生活環境の維持 市町は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、避難者のプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、食中毒発生防止対策の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、必要な措置を講じるよう努める。 また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。	(2) 生活環境の維持 市町は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう <u>スフィア基準（人道憲章と人道対応に関する最低基準）に沿った避難所運営</u> に努めるものとする。 そのため、 <u>避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに</u> 、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、避難者のプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、食中毒発生防止対策の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、 <u>栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など</u> 、必要な措置を講じるよう努める。 また、必要に応じ、 <u>被災者支援等の観点から</u> 指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。	国基本計画の修正に伴う追記
	(略)	(略)	
204	(11) ホームレスへの対応 (略) <u>(新設)</u>	(11) ホームレスへの対応 (略) <u>(12) 在宅避難者等の支援拠点</u>	国基本計画の修正に伴う追記

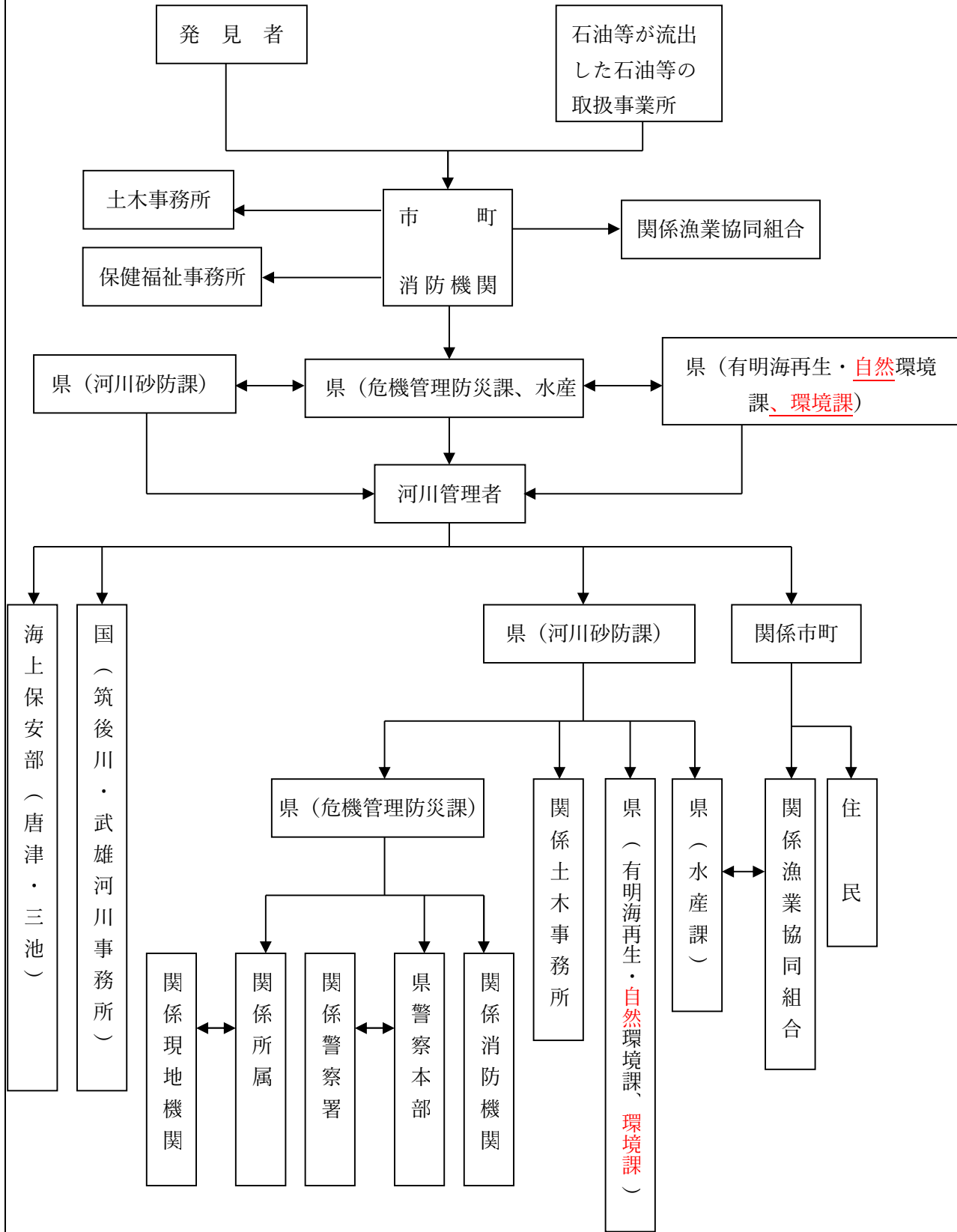
			<p><u>市町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u></p> <p><u>(13) 車中泊避難への対応</u></p> <p><u>市町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。</u></p> <p><u>この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p>		
205	<b>第15項 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動</b> <b>第2 応急仮設住宅の提供及び運営管理等</b>	市町、県警察、 県（危機管理防災課、県民協働課、健康福祉政策課、生活衛生課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、土地利活用課、建築住宅課）	<b>第15項 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動</b> <b>第2 応急仮設住宅の提供及び運営管理等</b>	市町、県警察、 県（危機管理防災課、県民協働課、健康福祉政策課、生活衛生課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、土地利活用課、建築住宅課）	
	<p>応急住宅については、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p>		<p>応急住宅については、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による<b>ブルーシートの展張等を含む</b>応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p>		国基本計画の修正に伴う追記
207	<b>第5 被災建築物等有害物質の漏えい及びのアスベスト飛散防止に係る応急措置</b>	建築物等の所有者等、市町、 県（環境課）	<b>第5 被災建築物等有害物質の漏えい及びのアスベスト飛散防止に係る応急措置</b>	建築物等の所有者等、市町、 県（ <b>有明海再生・環境課</b> ）	組織改正に伴う修正
218	<b>第18項 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画</b>		<b>第18項 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画</b>		
218	<p>(略)</p> <p>なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p>		<p>(略)</p> <p>なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、避難所における感染症拡大防止に必要な物資<b>や家庭動物の飼養に関する資材</b>をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p>		国基本計画の修正に伴う追記
226	<b>第19項 広報、被災者相談計画</b> <b>第1 住民への情報提供</b>	防災関係機関、市町、 県（広報広聴課、危機管理防災課、報道課、関係各所属）	<b>第19項 広報、被災者相談計画</b> <b>第1 住民への情報提供</b>	防災関係機関、市町、 県（広報広聴課、危機管理防災課、報道課、関係各所属）	
226	<p>1 県による災害広報の実施</p> <p>(略)</p> <p>(4) 広報の方法</p> <p>(略)</p> <p>ア 緊急広報</p>		<p>1 県による災害広報の実施</p> <p>(略)</p> <p>(4) 広報の方法</p> <p>(略)</p> <p>ア 緊急広報</p>		

228	(エ) 緊急速報メール 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社との契約に基づき、携帯電話の緊急速報メールを配信する（利用にあたっては利用条件に留意） (略)	(エ) 緊急速報メール 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、 <u>ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社</u> との契約に基づき、携帯電話の緊急速報メールを配信する（利用にあたっては利用条件に留意） (略)	実態の整合に伴う修正
241	<b>第22項 ライフライン等公益施設の応急復旧計画</b> <b>第5 電話施設</b> 西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル	<b>第22項 ライフライン等公益施設の応急復旧計画</b> <b>第5 電話施設</b> 西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル <u>株式会社</u>	脱字修正
241	西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社は、地震災害が発生した場合、あらかじめ作成している防災業務計画、災害等対策規程等に基づき、電話施設に係る災害応急対策を実施する。その主な内容は、次のとおりである。 (略)	西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、 <u>ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社</u> は、地震災害が発生した場合、あらかじめ作成している防災業務計画、災害等対策規程等に基づき、電話施設に係る災害応急対策を実施する。その主な内容は、次のとおりである。 (略)	実態に基づく修正。
248	<b>第25項 ボランティアの活動対策計画</b> <b>第2 ニーズの把握、情報提供</b> 日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県(危機管理防災課、県民協働課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、 <u>国際課</u> 、建設・技術課、まちづくり課、建築住宅課、河川砂防課)	<b>第25項 ボランティアの活動対策計画</b> <b>第2 ニーズの把握、情報提供</b> 日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県(危機管理防災課、県民協働課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、 <u>多文化共生さが推進課</u> 、建設・技術課、まちづくり課、建築住宅課、河川砂防課)	組織改正に伴う修正
249	<b>第3項 支援</b> 日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県(危機管理防災課、県民協働課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、 <u>国際課</u> 、建設・技術課、まちづくり課、建築住宅課、河川砂防課)	<b>第3項 支援</b> 日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県(危機管理防災課、県民協働課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、 <u>多文化共生さが推進課</u> 、建設・技術課、まちづくり課、建築住宅課、河川砂防課)	組織改正に伴う修正
250	<b>第26項 外国人対策</b> <b>第1 外国人対策</b> 市町、 県 ( <u>国際課</u> )	<b>第26項 外国人対策</b> <b>第1 外国人対策</b> 市町、 県 ( <u>多文化共生さが推進課</u> )	組織改正に伴う修正
256	<b>第30項 行方不明者等の捜索、遺体の処理、火葬</b> <b>第1 捜索</b> 市町、消防機関、海上保安部、県警察、 県(危機管理防災課)	<b>第30項 行方不明者等の捜索、遺体の処理、火葬</b> <b>第1 捜索</b> 市町、消防機関、海上保安部、県警察、 県(危機管理防災課)	
256	市町及び消防機関は、県、県警察、海上保安部の協力を得て、行方不明者、死亡者の捜索を行う。	市町及び消防機関は、県、県警察、海上保安部の協力を得て、行方不明者、死亡者の捜索を行う。 <u>警察、海上保安庁、消防、県・市町災害対策本部その他これに準ずる機関は、救助を要する者の生命又は身体に対する重大な危険が切迫しており、かつ、その者を早期に見出すために当該位置情報を取得することが不可欠であると認められる場合に限り、その者の位置情報の提</u>	能登半島地震を受けた災害対応について追記

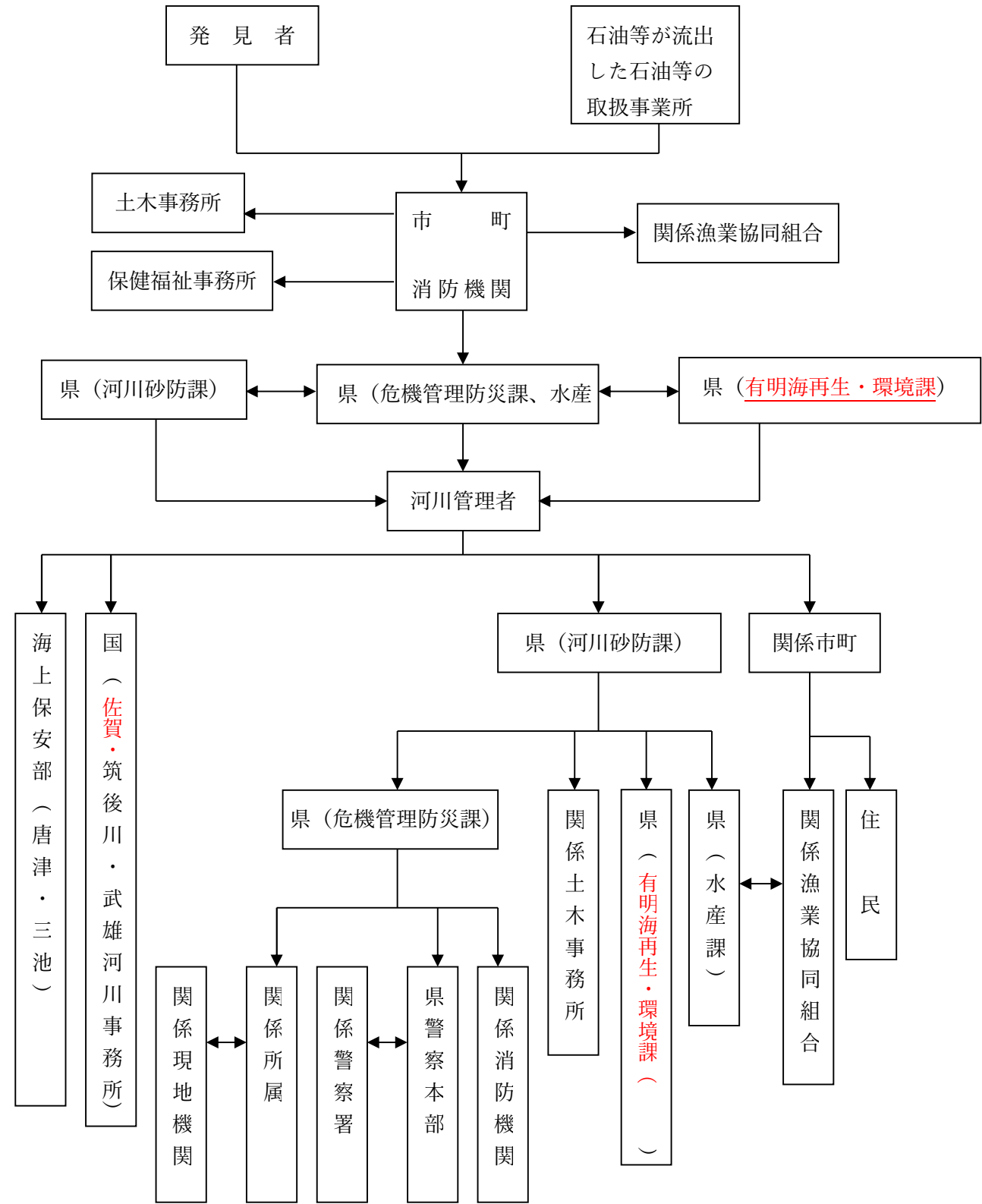


					供を携帯電話事業者に対して要請し、位置情報を取得することが可能であるため、必要に応じてこれを行う。		
258	第31項 廃棄物の処理計画	第2 尿の処理	市町、 県（危機管理防災課、循環型社会推進課、下水道課）	第31項 廃棄物の処理計画	第2 尿の処理	市町、 県（危機管理防災課、循環型社会推進課、下水道課）	
258	1 仮設トイレの調達、設置、撤去 市町は、被災地の衛生環境を確保するため必要と認める場合は、次により、仮設トイレやマンホールトイレを調達し、避難所、避難場所や被災地域内に設置する。この際、洋式トイレを設置するなど、高齢者や障がい者に配慮するものとする。 また、水道や下水道等の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合、速やかに仮設トイレやマンホールトイレの撤去を行い、避難所等の衛生向上を図る。			1 仮設トイレの調達、設置、撤去 市町は、被災地の衛生環境を確保するため必要と認める場合は、次により、仮設トイレやマンホールトイレを調達し、避難所、避難場所や被災地域内に設置する <u>とともに簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等により快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。</u> この際、「 <u>快適トイレ</u> 」認定を受けた洋式トイレを設置するなど、高齢者や障がい者に配慮するものとする。 また、水道や下水道等の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合、速やかに仮設トイレやマンホールトイレの撤去を行い、避難所等の衛生向上を図る。			国基本計画の修正に伴う追記 能登半島地震を受けた災害対応について追記
259	第3 ごみの処理	市町、被災者等、 県（循環型社会推進課、 <u>環境課</u> 、県民協働課）		第3 ごみの処理	市町、被災者等、 県（循環型社会推進課、 <u>有明海再生・環境課</u> 、県民協働課）		組織改正に伴う修正
266	第34項 動物の管理、飼料の確保等計画	第2 家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等	市町、 県（生活衛生課）	第34項 動物の管理、飼料の確保等計画	第2 家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等	市町、 県（生活衛生課）	
266	県及び市町は、地震による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。 (略)			県及び市町は、地震による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物、 <u>飼い主からの飼養動物の一時預かり要望への対応等及び動物由来感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等</u> について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。 (略)			国基本計画の修正に伴う追記
271	第36項 石油等の大量流出の防除対策計画	第1 石油等の大量流出の防除対策	石油等が流出した石油等の取扱事業所、海上保安部、港湾・漁港管理者、河川管理者、海岸管理者、市町、消防機関、県警察、 県（危機管理防災課、港湾課、 <u>環境課</u> 、有明海再生・ <u>自然環境課</u> 、水産課、農山村課、河川砂防課）	第36項 石油等の大量流出の防除対策計画	第1 石油等の大量流出の防除対策	石油等が流出した石油等の取扱事業所、海上保安部、港湾・漁港管理者、河川管理者、海岸管理者、市町、消防機関、県警察、 県（危機管理防災課、港湾課、 <u>(削除)</u> 、 <u>有明海再生・環境課</u> 、水産課、農山村課、河川砂防課）	組織改正に伴う修正
271	(略) 1 通報連絡 (略) (1) 通報連絡の系統			(略) 1 通報連絡 (略) (1) 通報連絡の系統			

272 ア 内水面への流出の場合



ア 内水面への流出の場合



組織改正に伴う修正

組織改正に伴う修正

285	<p>第3節 災害復旧・復興計画 第2項 被災者の生活再建等への支援</p> <table border="1" data-bbox="201 233 1380 369"> <tr> <td data-bbox="201 233 596 369">第2 罹災証明書の交付、被災者台帳の作成等</td> <td data-bbox="596 233 1380 369">市町、 県（<u>政策チーム</u>、危機管理防災課、税政課、市町支援課、建築住宅課、関係各所属）</td> </tr> </table>	第2 罹災証明書の交付、被災者台帳の作成等	市町、 県（ <u>政策チーム</u> 、危機管理防災課、税政課、市町支援課、建築住宅課、関係各所属）	<p>第3節 災害復旧・復興計画 第2項 被災者の生活再建等への支援</p> <table border="1" data-bbox="1433 233 2605 369"> <tr> <td data-bbox="1433 233 1828 369">第2 罹災証明書の交付、被災者台帳の作成等</td> <td data-bbox="1828 233 2605 369">市町、 県（<u>さが政策推進チーム</u>、危機管理防災課、税政課、市町支援課、建築住宅課、関係各所属）</td> </tr> </table>	第2 罹災証明書の交付、被災者台帳の作成等	市町、 県（ <u>さが政策推進チーム</u> 、危機管理防災課、税政課、市町支援課、建築住宅課、関係各所属）	組織改正に伴う修正
第2 罹災証明書の交付、被災者台帳の作成等	市町、 県（ <u>政策チーム</u> 、危機管理防災課、税政課、市町支援課、建築住宅課、関係各所属）						
第2 罹災証明書の交付、被災者台帳の作成等	市町、 県（ <u>さが政策推進チーム</u> 、危機管理防災課、税政課、市町支援課、建築住宅課、関係各所属）						
292	<p>第3章 津波災害対策 第1節 災害予防 対策計画</p> <table border="1" data-bbox="201 497 1380 722"> <tr> <td data-bbox="201 497 596 722">第1項 津波に強い県土の形成</td> <td data-bbox="596 497 1380 722">海岸管理者及び施行者、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者、市町、 県（危機管理防災課、法務私学課、港湾課、環境課、健康福祉政策課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども家庭課、農山村課、まちづくり課、河川砂防課）</td> </tr> </table>	第1項 津波に強い県土の形成	海岸管理者及び施行者、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者、市町、 県（危機管理防災課、法務私学課、港湾課、環境課、健康福祉政策課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども家庭課、農山村課、まちづくり課、河川砂防課）	<p>第3章 津波災害対策 第1節 災害予防 対策計画</p> <table border="1" data-bbox="1433 497 2605 768"> <tr> <td data-bbox="1433 497 1828 768">第1項 津波に強い県土の形成</td> <td data-bbox="1828 497 2605 768">海岸管理者及び施行者、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者、市町、 県（危機管理防災課、法務私学課、港湾課、<u>有明海再生・環境課</u>、健康福祉政策課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども家庭課、農山村課、<u>農地整備課</u>、まちづくり課、河川砂防課）</td> </tr> </table>	第1項 津波に強い県土の形成	海岸管理者及び施行者、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者、市町、 県（危機管理防災課、法務私学課、港湾課、 <u>有明海再生・環境課</u> 、健康福祉政策課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども家庭課、農山村課、 <u>農地整備課</u> 、まちづくり課、河川砂防課）	組織改正に伴う修正
第1項 津波に強い県土の形成	海岸管理者及び施行者、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者、市町、 県（危機管理防災課、法務私学課、港湾課、環境課、健康福祉政策課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども家庭課、農山村課、まちづくり課、河川砂防課）						
第1項 津波に強い県土の形成	海岸管理者及び施行者、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者、市町、 県（危機管理防災課、法務私学課、港湾課、 <u>有明海再生・環境課</u> 、健康福祉政策課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども家庭課、農山村課、 <u>農地整備課</u> 、まちづくり課、河川砂防課）						
300	<p>第2節 災害応急対策計画 第6項 防疫活動</p> <table border="1" data-bbox="201 863 1380 953"> <tr> <td data-bbox="201 863 596 953">第1 防疫活動</td> <td data-bbox="596 863 1380 953">市町、 県（<u>有明海再生・環境課</u>、循環型社会推進課、生活衛生課）</td> </tr> </table>	第1 防疫活動	市町、 県（ <u>有明海再生・環境課</u> 、循環型社会推進課、生活衛生課）	<p>第2節 災害応急対策計画 第6項 防疫活動</p> <table border="1" data-bbox="1433 863 2605 953"> <tr> <td data-bbox="1433 863 1828 953">第1 防疫活動</td> <td data-bbox="1828 863 2605 953">市町、 県（<u>有明海再生・環境課</u>、循環型社会推進課、生活衛生課）</td> </tr> </table>	第1 防疫活動	市町、 県（ <u>有明海再生・環境課</u> 、循環型社会推進課、生活衛生課）	組織改正に伴う修正
第1 防疫活動	市町、 県（ <u>有明海再生・環境課</u> 、循環型社会推進課、生活衛生課）						
第1 防疫活動	市町、 県（ <u>有明海再生・環境課</u> 、循環型社会推進課、生活衛生課）						